第4期 横浜市障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」 指定管理者「業務の基準」

令和2年3月 横浜市健康福祉局障害福祉課

目 次

1	あゆ	み荘の) [理念	[[٢	Γ3	運営	営の	基	本	方	針	J		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 3
2	施設	:の「追	堂営) (C	ニカュ	_ነ ታን	る	業務	务の	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 4
3	施設	:の「維	辪	管理	EJ	に	ታ ነ	かって	る業	務	の	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P . 8
4	「障	害者向	け	事業	* •	研	修.	J (6	こカ	•ታ	る	業	務	の;	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 9
5	「自	主事業	ŧJ	にカ	ኔ ታን	る	業	務の	り基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P. 9
6	「そ	の他」	の	業務	多基	準	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P . 9
7	留意	事項・	•	• •	•	•	•	• (• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.11
別紙	€1	都筑ふ	れ	あい	の	丘	施	設0	り設	備	i管	理	に	つ	٧١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.15
別紙	€2	関係法		-																									P.17
別紙	€3	維持管	理	業務	ξ—	·覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.18
別紙	€4	食堂業	終	一覧	į.	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.19
別紙		主なリ																											
別紙		あゆみ																											
別紅		横浜市																											
別紙		横浜市											例	施	行	規	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P.30
		料①																											
参	考資	料2	過	去3	年	間	の』	収え	と状	況	1																		

1 あゆみ荘の「理念」と「運営の基本方針」

あゆみ荘は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち障害者更 生センターとして、横浜市が昭和59年に設置した公の施設です。

横浜市は同年、横浜市障害者研修保養センター条例を制定し、「障害者、その家族その他の者が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより 障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図る」ことをあゆみ荘の設置趣旨として掲 げました。

開館してすでに35年が経過しましたが、現在も障害者及び家族等の介護者の利用が全体利用者の大半を占め、活発に利用されています。

利用内容は、障害当事者グループ等による機能訓練会やサークル活動、親睦旅行、 宿泊体験会、特別支援学校等の修学旅行や家族での旅行など多岐にわたり、また、利 用者の年齢構成も幼児から高齢者まで幅広いものになっています。さらに、市営地下 鉄グリーンラインの利用により、横浜駅・新横浜駅までアクセスの良い都筑ふれあい の丘内に設置されており、全国的にも先駆的な近郊都市型のバリアフリー対応宿泊施 設であることも大きな特徴の一つです。

また、ハード面のみならずソフト面でもバリアフリー化が進んでいるあゆみ荘は、障害の有無にかかわらず利用できる宿泊施設です。近年では、高齢の障害者の利用も増え、介護する両親も高齢化が進み、宿泊施設のバリアフリー化へのニーズは高まっています。障害のある方が快適に施設を利用していただけるよう、障害の様々な特性への知識や理解に基づいて、細やかな運営を行っていくことが必要です。

さらに、日常的な運営業務に加え、障害理解のための研修や、様々なレクリエーション等の事業の企画、障害者からの一般的な相談や緊急時に支援を求められた際の対応等も施設運営の一環として求められています。また、大規模災害時には、公の施設として役割を果たすことも重要です。

このような役割を果たしていくために、あゆみ荘のサービス従事者は効率的な管理 業務のみならず、諸制度や社会情勢など障害者を取りまく環境を常に把握し、障害へ の理解を深め、支援技術を向上させるための研鑽にも努めなければなりません。

そのような取組の上に、障害者の社会参加の促進や福祉の増進に資する施設運営や、障害者のニーズを踏まえた事業展開が可能となるものと考えます。

指定管理者の応募にあたり、あゆみ荘の理念と運営の基本方針を踏まえ、障害者を はじめとする多くの利用者に、より一層喜ばれる質の高いサービスの提供がなされる よう、意欲的で創意工夫に富んだ提案を期待しています。

2 施設の「運営」にかかる業務の基準

(1) 管理対象諸室

所在地	横浜市都筑区葛が谷2-3
敷地面積	18,480㎡ (ふれあいの丘全域)
延床面積	3, 090 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
開設年月日	昭和59年11月7日
	<宿泊室>
施設内容	・洋室(定員2人:26.6 m²) 2室
	・洋室(定員 2 ~ 3 人 : 2 6 . 6 m²) 2 室
	・和室(定員3~4人:26.6 m²) 7室
	・和室(定員4~5人:30.2 m²) 1室
	・和室(定員 5 ~ 6 人: 4 0 . 5 m²) 1 室
	* 全宿泊室にトイレ、洗面コーナーあり
	< 広間 (宿泊室兼用) > 0.0000000000000000000000000000000000
	・和室(宿泊定員10人:99.5 m²)
	* 舞台、給湯室、倉庫別にあり
	<プレイルーム>
	· 1室(7 9. 8 m²)
	* 床暖房、室内にトイレあり
	<研修室> 2
	・2室(各79.8㎡ 各48席)
	* 磁気ループ、放送設備、黒板あり
	<機能回復訓練室 >
	・1
	ンネット、卓球台、トランポリン、他スポーツ道具あり
	* 放送室、トイレ別にあり
	<浴室>
	・大浴室 2 室 (各 8 3 . 6 m²)
	・小浴室2室(各29.5 m²)
	* 小浴室1室にリフトあり
	<食堂(レストラン)>
	· 1室(338.6㎡ 84席)
	* 厨房 (46.9 m²)、食品庫、トイレ等あり
	<その他>
	・リネン室
	・パントリー
	・ラウンジ
	・ふれあいホール
	・大型エレベーター
	・医務室
	・その他

(2) 利用時間

施	設区分	利 用 時 間
	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで(2泊以上する場合は、
宿泊室	7日 1日	入所する日の午後4時から退所する日の午前10時まで)
	休憩	午前 11 時から午後 3 時まで
研修室、児童遊戯室 及び機能回復訓練室		午前 9 時 15 分から午後 9 時まで

(3) 休館日

年末年始(12月29日~1月3日)、施設点検日(原則として毎月最終火曜日)、 資源循環局都筑工場施設点検日

(4) 利用料金

ア 利用料金の設定

指定管理者は、横浜市が条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て 設定する。

<第10条第2項別表抜粋>

		障害者及	び介護人	その他の者				
	区分/利用者	6 歳以上 13 歳未満の者	13歳以上の 者	6 歳以上 13 歳未満の者	13 歳以上の 者			
宿泊	1泊につき	1,700円	2,200円	3,000円	4,500円			
休憩	1回につき	500 円	500円 600円 900円 1,2					
	研修室等	無料						
	食事		別途是	 どめる				

イ 利用料金の減免

条例・規則に定められた減免基準が適用される利用については、利用料を 減免する。

ウその他

客室及び食堂(レストラン)の利用については利用料金を徴収しているが、 それ以外の施設の利用にかかる利用料金は徴収しない。ただし、印刷機・複写 機等の使用にかかる印刷費・紙代等、カラオケ使用料及び客室電話使用料等の実 費は利用者の負担とし、適切に徴収する。

また、自主事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができ、これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告する。

(5) 受付業務(フロント業務)

ア 業務の内容

受付の主な業務は、利用者の事前の利用申請及び当日の利用受付であり、利用料金の徴収や予約システム登録手続きも受付業務に含む。

また、館内施設の案内、予約状況の案内、その他種々の情報案内、利用に関する利用者との種々の打ち合わせ等の役割を担う。

なお、受付は全職員が対応できるよう、宿泊、休憩、研修の利用基準等を共

有する。

イ 業務内容の詳細

- ・電話及び来館による予約状況・空室状況の案内
- ・施設の種々の情報案内
- ・電話及び来館による利用申請の受付、利用許可書・利用受付書の交付
- ・利用者との打合せ及び確認(利用者の人数、障害の有無、食事の内容、ミキサー食等再調理の有無と程度、使用・撤去する備品、その他留意すること)
- ・ 利用料金の徴収及び領収書の発行
- ・施設見学の案内
- ・ビデオの貸し出し及び返却確認
- ・研修室等の利用後の確認
- ・備品の貸し出し及び返却の確認
- ・周辺施設の案内
- ・その他フロントでの接客全般

(6) 応接業務

ア 業務の内容

応接の主な業務は、食事の配下膳、寝具の上げ下げ、客室係としての利用者の要望に応える種々の接客業務を含む。利用者から要望を受けた場合、サービス向上に活かせるよう、情報共有の上、適切に対応する。

イ 業務内容の詳細

- ・休憩・宿泊者に対するフロントから宿泊室までの案内及び館内の案内
- ・宿泊室まで(団体の場合は広間まで)の食事(昼食及び夕食)の配下膳
- ・寝具の上げ下げ
- ・浴室脱衣室の清掃
- 宿泊室内の茶器等の用意及び使用後の洗浄
- ・館内の植栽の管理
- ・必要な備品類の貸し出し及び不必要な備品の撤去(茶器類、障子等の撤去)
- ・その他接客全般

(7) 夜間業務

ア 業務の内容

指定管理者は、夜間のサービス提供及び緊急時対応のため、夜間においても継続的に業務を行う。夜間業務の主な業務は、夜間フロント及び夜間非常時等の対応であり夜間の応接業務も含む。

イ 業務内容の詳細

- ・火災等災害時の初期消火・通報・利用者の避難誘導及び利用者の急病等の対応
- ・夜間の館内巡回点検による設備備品の保全
- ・夜間チェックイン及び早朝チェックアウトの対応
- ・夜間及び早朝の浴室管理
- 電話対応
- ・売店販売
- ・その他利用者へのサービス対応

(8) バス運行業務

ア 業務の内容

指定管理者は、利用者の利便を考慮し、専用送迎バスを運行する。現行車両については、利用者のニーズに応じて変更を行うことも可とする。配車場所及び配車エリアについては、可能な限り、随時拡大する。

イ 業務内容の詳細

- ・ 送迎用バスの運行前点検及び日常整備
- ・利用者に対する送迎用バスの運行
- ・送迎用バスの車内及び車体の洗浄、燃料補給
- その他送迎用バスの管理運行に関する業務

ウ現行運行車両

車椅子用昇降リフト付中型バス 全長9m、全幅2.3m、全高3.1m、乗車定員34人

工 送迎場所

新横浜駅、仲町台駅、センター南駅、江田駅、中山駅、瀬谷駅、 横浜ラポール、八景島シーパラダイス、ズーラシア等

才 委託

バス運行業務は、業務委託することができる。

(9)食堂業務

ア 業務の内容

指定管理者は、宿泊施設としてのあゆみ荘の利用者等に対し、良質でかつ安全な飲食物の提供を行わなければならない。

食堂業務の主な内容は、あゆみ荘利用者への朝食・昼食・夕食等の食事提供及び都筑ふれあいの丘利用者へのレストランでの昼間の食事提供である。

イ 営業時間(※各時間については、この時間を越えて営業することができる。)

食堂(宿泊):朝食時間 午前7時から午前9時

昼食時間 レストランの営業時間 夕食時間 午後6時から午後8時

レストラン :午前11時から午後3時

ウ業務内容の詳細

別紙4「食堂業務一覧」に定める業務を実施する。

工 委託

食堂業務は、業務委託することができる。

オ 料金・内容等

提供・販売する食事等の内容 (メニュー)、方法 (店舗、ケータリング等の活用も可)及び料金等は指定管理者が定め、市に報告しなければならない。

力 許認可等

食品衛生法に定める営業許可の取得及び食品衛生責任者の届出を行う。また、その写しを横浜市に提出する。

3 施設の「維持管理」にかかる業務の基準

(1) 清掃業務

ア 業務の内容

指定管理者は、あゆみ荘及び施設内について、良好な環境衛生、美観の維持を心がけ、安全かつ快適な空間を保つため、別紙「維持管理業務一覧」に 定める清掃を実施しなければならない。清掃業務の主な業務は、館内各所の 清掃であり、日常の清掃の他、施設設備ごとの定期清掃等を行う。

イ 業務内容の詳細

• 日常清掃

館内各所(宿泊室、研修室、レストラン、廊下、トイレ、浴室)等の清掃

・定期清掃

床ワックス、ガラス、浴室、照明、植栽、畳防虫、トイレ防石・脱臭、害虫 駆除、厨房特殊清掃等

ウ 委託

管理業務は一部を委託することができる。ただし、その場合は、障害者団体等に委託するよう努めなければならない。

(2) 建築物保守管理業務

指定管理者は、本施設を適切に管理運営するために、別紙3「維持管理業務一覧」 に定める施設の設備に関する保守管理業務を行う。

なお、この一覧の実施頻度は最低基準とする。

また、小破修理が必要な場合は、1件あたり100万円未満のものについては、 指定管理者が負担し、100万円以上の修繕については、横浜市の責任において対 応する。簡易な修繕の範囲を超えるような場合は、市と別途協議しなければならな い。

管理業務は一部を委託することができる。

(3) 設備機器管理業務

指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、障害の利用者・家族等が安心かつ安全に利用できるよう、別紙3「維持管理業務一覧」に定める設備・備品を管理しなければならない。

管理業務は一部を委託することができる。

(4) 都筑ふれあいの丘施設の設備管理

都筑ふれあいの丘内併設施設(あゆみ荘、都筑センター(老人福祉センター横浜市つづき緑寿荘・横浜市都筑地区センター)、都筑プール)の設備管理については、別紙1「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」を参照すること。

4 「障害者向け事業・研修」にかかる業務の基準

(1) 障害者向け事業・研修に関すること

指定管理者は、障害者の社会参加の促進や福祉を増進するための事業及び研修の 企画実施を行う。事業の内容は、障害者やその関係者のニーズを的確に捉え、実践 的な企画としなければならない。

なお、障害者が参加しやすい料金設定とし、事業の一つは定期的に行われる企画 とする。

5 「自主事業」にかかる業務の基準

(1)物販事業

指定管理者は、目的外使用許可により、利用者の利用の便に供することを目的と した物販事業として、売店や自動販売機を設置することができる。

ア 料金・事業内容等

販売する品物、方法(店舗、ケータリング等の活用も可)及び料金等は指定管理者が定め、あらかじめその内容を市に提出し、承認を得なければならない。

なお、売店では、障害者地域作業所等で作成された製品を積極的に販売すること。

イ 目的外使用料

自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものと し、自動販売機使用にかかる電気料金も、指定管理料で支出する光熱水費からは 除外する。

【参考】令和元年度実績

目的外使用料(1台あたり)

建物内: 1,600円 建物外:700円

電気代 (6台合計): 96,505円

※指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定し、適正に経理する。

6 「その他」の業務の基準

(1)職員の配置

あゆみ荘の指定管理業務に従事する職員として、常勤14名、非常勤16名以上 を業務に従事させなければならない(職員の資格要件はなし)。

なお、職員のうち1名を管理運営責任者に定め、以下の基準を順守すること。

- ア 労働基準法等関係法規を遵守すること
- イ 施設の管理運営責任者を常時雇用で1名配置すること
- ウ 防火責任者、食品衛生責任者を配置すること

- エ フロントは常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないように すること
- オ レストランは現場責任者を常時雇用で1名配置すること
- カ その他業務を行うにあたり必要な職員を各所に配置すること
- キ 障害者等からの相談や要望に対応できる職員を、常時配置すること

(2) 障害者等への対応

障害者及び家族等が安心かつ快適に利用できるよう、また身体、知的及び精神障害をはじめ、障害種別の多様な特性に応じたサービスの提供・設備の最大限の配慮及び工夫をし、利用者の人権の擁護に努める。

また、一般の障害者等から来館や電話等で、障害者福祉に関する相談等があった場合は適切に対応し、夜間や緊急時において、障害者への支援(一時保護など)を求められた場合も、関係機関と調整し、適切に対応しなければならない。

施設の目的でもある障害者等からの相談等への対応業務について、ホームページ やチラシ等、広報媒体を通じて積極的に周知すること。

(3) 人材育成

障害特性の理解促進のための研修や応対マナー研修等を実施し、職員の資質向上 に努めなければならない。

(4) 広報

指定管理者は施設のPRや情報提供のために、次の例を参考に、必要な媒体を作成し、市内外の関係施設へ積極的に周知及び配布等を行う。

- ア インターネットのホームページの開設、更新
- イ 施設案内リーフレットの作成・配布
- ウ 必要に応じて、情報誌等、各事業のチラシ等の作成・配布
- エ 事業報告書または事業概要等、本施設の業務等を紹介する資料の作成・配布
- オ 障害者団体等を通じての各種イベントの情報提供

(5) 利用率(利用人数÷(定員38人×営業日数))

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間利用率について、それぞれ65%、25%を上回るように努めること。

(6) 稼働率(利用客室数÷(客室数13×営業日数))

指定管理者は、宿泊・休憩利用の年間稼働率について、それぞれ70%、16% を上回るように努めること。

(7) 隨害者等の利用

指定管理者は、あゆみ荘の設置目的に基づき、障害者及びその家族・介護者の利用機会が制限されないように工夫する。

その際、利用区分「宿泊」の障害者及び介護者等の年間の平均利用割合は、全体の80%を下回らないようにすること。

(8) モニタリングの実施

積極的に利用者の要望等意見聴取の機会を設け、要望等をいただいた利用者に対応策を報告する。また、民間のコンサルティング会社による宿泊のモニタリングを実施すること。

(9) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する 意見を聴取し、年1回以上自己評価を実施する。

(10) 運営委員会の開催

あゆみ荘運営委員会規約(※別紙6)に基づき、障害当事者及び親・地域の代表者などで構成する委員会を設置し、その意見等を施設の運営に取り入れる。

(11) 事業計画書及び事業報告書等の提出

単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的な改善の仕組みを検討し、毎年度、以下の書類を作成し横浜市に提出する。

また、これらの提出物については公表すること。

- ア 事業計画書及び収支予算書
- イ 事業報告書及び収支決算書
- ウ 利用実績(施設ごとの利用人数・利用率等)
- 工 利用料金収入実績

(12) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なくあゆみ荘の 業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐ。

7 留意事項

(1) 施設の管理に関すること

- ア 管理運営責任者及び防火責任者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- イ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して、財産の保全を図るとともに、 利用者及び職員の安全確保に努めること。
- ウ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- エ 市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に 基づき、施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告 すること。

(2) 施設から発生する廃棄物に関すること

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜 G30 プラン」等に沿った取組を推進する。

(3) 事故への対応・損害賠償に関すること

施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に 関して、次のとおり義務を負う。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市または第三者に損害を与えた 場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければならない。

- イ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければならない。
- ウ 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設 賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応する。 なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする。

(4) 災害等発生時の対応に関すること

指定管理者は、災害等発生時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等についてマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応する。

また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに市にその旨を報告しなければならない。

あゆみ荘は、現段階では本市防災計画等に他都市応援職員等の宿泊施設としての位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めることがある。

(5) リスク分担に関すること

指定期間内における主なリスクについては、別紙5主なリスクの負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、別途、協議で定める。

(6) 苦情解決に関すること

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとし、また、苦情・要望処理報告書を作成し横浜市に提出する。

また、社会福祉法第82条に基づき福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努め、福祉サービスに関する苦情解決に伴う第三者委員を設置する。

(7) 個人情報保護に関すること

管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成 17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等 を遵守し個人情報を適正に取り扱わなければならない。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応しなければならない。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行い、利用者の個人情報の取り扱いについては特に注意を払い、適切に取り扱わなければならない。

(8)情報公開の実施に関すること

管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨に則り、市が別途示す「標準規程」に準拠して指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき行政文書開示請求等に対して適切に対応する。

(9) 第三者評価の実施に関すること

あゆみ荘に関する第三者評価は、市が定めた評価基準に基づき「横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会」による評価を、原則、指定期間の3年目に実施する。

(10) 公租公課に関すること

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるので、必要に応じて、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署に問合せること。

(11) 関係法令等の遵守に関すること

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守しなければならない。 なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容と する。

(12) 横浜市暴力団排除条例の遵守に関すること

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができる。また、指定管理者は当該条例の趣旨に則り適正に施設の管理運営を行う。

(13) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施に関すること

横浜市では、平成 22 年4月1日より本条例を施行し市内中小企業への優先発注の徹底に努めているため、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めなければならない。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合がある。

(14) 財務状況の確認に関すること

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、 指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定 時と同様の財務状況確認を行っており、各団体は財務諸表等の財務状況について 確認できる書類を市へ提出しなければならない。

(15) ウェブアクセシビリティに関すること

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮する。

(16) 市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努める。

(17) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをする ことができるものとし、その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償し なければならない。 また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行う。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合 横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の 継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議する。

(18) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行い、それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合がある。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行わなければならない。

(19) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行う。

別紙1 「都筑ふれあいの丘施設の設備管理について」

1 趣 旨

横浜あゆみ荘の指定管理者の管理運営業務のうち、横浜あゆみ荘が所在する「都筑ふれあいの丘」敷地内の施設管理について定めるものである。

2 「都筑ふれあいの丘」における中心的な施設

「都筑ふれあいの丘」敷地内の各施設の管理運営にかかる事項及び他の施設との共用部分にかかる事項等に関して、協議を行い管理運営が円滑に行われるように総合的な調整を図る施設は、併設する都筑センターとする。

3 「都筑ふれあいの丘」敷地内3施設共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施

- (1) 「都筑ふれあいの丘」敷地内3施設共用部分の施設維持管理・保守点検業務の実施にあたり、下記アからセまでに掲げる業務の専門業者への委託契約締結事務、業者との実施調整、業者への指示、履行管理、完了検査等を都筑センターに委任することとする。
 - ア 設備保守管理及び環境衛生管理業務
 - イ 休館日警備業務
 - ウ 水槽及び下水槽(給排水衛生設備)清掃業務
 - エ 外部清掃・植栽管理業務
 - 才 消防用設備点検業務
 - カ 吸収式冷凍機イン・中間・オフ整備業務
 - キ 冷却水水処理業務
 - ク 水質検査業務
 - ケ 空調用自動制御機器保守点検業務
 - コー自家用電気工作物点検整備業務
 - サ 熱交換器性能検査準備等整備業務
 - シ 簡易専用水道検査業務
 - ス 自動ドア保守点検業務
 - セ 都筑センター・あゆみ荘館内害虫駆除業務
- (2) 上記業務にかかる経費の各施設における負担割合は、「都筑ふれあいの丘」全施設の総延床面積に占める各施設の延床面積に応じて、下記の按分率で按分することとする。

<按分率>

施設名	延床面積	面積比	経費按分率
都筑センター	4, 946. 40 m ²	45.63%	46%
横浜あゆみ荘	3, 090. 12 m ²	28.51%	28%
都筑プール	2, 803. 92 m ²	25.87%	26%
合計	10, 840. 44 m ²	100.00%	100%

4 「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の修繕および光熱水費ならびに機械室消耗品・ 機械部品等の購入

共用部分の修繕および光熱水費の支出に関しても、都筑センターが代表して事務を行い、経費を支出する。経費支出にあたっても、原則として上記3(2)の経費按分率を適用

する。

また、機械室において需要の消耗品・機械部品等の購入・在庫管理は、都筑センターが行い、各施設の負担割合は、上記3(2)の経費按分率を適用する。

5 3施設申し合わせ事項文書取り交わし・委任状受理

「都筑ふれあいの丘」敷地内の3施設は、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分の管理業務を行うにあたり、上記1から7までの申し合わせ事項について、3施設の管理責任代表者名で文書を取り交わして、3者がおのおの保管する。

別紙2 関係法令等一覧

- 1 地方自治法
- 2 地方自治法施行令
- 3 社会福祉法
- 4 身体障害者福祉法
- 5 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省)
- 6 身体障害者更生援護施設の設備及び運営について(厚生労働省)
- 7 横浜市障害者研修保養センター条例
- 8 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則
- 9 個人情報の保護に関する法律
- 10 横浜市個人情報の保護に関する条例(横浜市)
- 11 旅館業法
- 12 旅館業法施行規則
- 13 旅館業法施行条例(神奈川県)
- 14 旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例(横浜市)
- 15 旅館業法施行細則(横浜市)
- 16 食品衛生法
- 17 食品衛生法施行規則
- 18 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(神奈川県)
- 19 食品衛生法に基づく公衆衛生上構ずべき措置の基準に関する条例(横浜市)
- 20 食品衛生法に基づく公衆衛生上構ずべき措置の基準に関する条例施行規則(横浜市)
- 21 道路運送車両法
- 22 横浜市暴力団排除条例(横浜市)
- 23 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、 労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等)
- 24 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物 における衛生的環境の確保に関する法律等)
- 25 環境法令等 (エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等)
- 26 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

維持管理業務一覧 別紙3

	業務内容	点検方法	頻度	根 拠 ほ か	実施区分
	建物設備維持管理	包括管理・運転監 視・日常巡視点検	毎日		3 施設
	設備総合巡視点検	設備巡視点検	1回/月		3 施設
	電気設備点検(高圧受電)	巡視点検	1回/月	電気事業法(電気主任技術者による点検)	3 施設
∕ ais è	= 1.10 1000 101 101 101 101 101 101 101 1	定期点検	1回/年	専門業者による点検	3 施設
電	非常用発電機点検	定期点検		消防法、電気事業法(有資格者による点検)	3 施設
気	直流電源装置点検	定期点検		直流電源装置の専門業者によるメンテナンス	3施設
466	UPS装置(無停電電源装置)点検 中央監視装置点検	定期点検	1四/年	UPS装置の専門業者によるメンテナンス 現在は定期点検を実施していない	3 施設 3 施設
機	空調自動制御点検	定期点検	9回/年	空調自動制御の専門業者によるメンテナンス	3施設
械		巡視点検		巡視点検 フィルターの清掃 設備巡視点	3施設
設	空調設備点検	定期点検		専門業者によるメンテナンス(冷暖房切替含む)	3 施設
備	熱源機器等点検	定期点検	3回/年	熱交換器(労基法ポイラー及び圧力容器安全規則:有 資格者による第1種圧力容器点検)、冷凍機、ヒー トポンプ、冷却塔、蓄熱槽等	3 施設
	ボイラー点検	定期点検		ボイラー自体が設置されていないため、実施していない	3 施設
	給排水衛生設備等保守	定期清掃・交換	1回/月	厨房グリストラップ、流し台排水菅、浴室排水菅、 スプリンクラー高架水槽の清掃	あゆみ荘単独
	空調機及び排気設備濾材交換	定期交換	1回/年	厨屋がリフファルター(1回/日) 空調機田エリミ	あゆみ荘単独
	害虫等駆除調査	検査	6回/年	建築物における衛生的環接の確保に関する注注	あゆみ荘単独
<i>[-</i> 49 →		水質検査	2回/年	協館業法 古建筑物等におけるレジオネラ症を予防	あゆみ荘単独
衛生管	レジオネラ属菌水質検査	水質検査		建築物における衛生的環境の確保に関する法律 衛生局より指導 冷却塔・中央池・雑用水の水質検 査	3 施設
理	貯湯槽水質検査		2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	あゆみ荘単独
	受水槽高架水槽清掃	定期清掃	1回/年	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する 法律	3 施設
	飲料水水質検査	検査	2回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2 施設
	残留塩素検査	検査	1回/週		2 施設
	空気環境測定	測定	1 回/2月	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2 施設
	汚水槽・雑排水清掃	定期清掃	2回/年	維护水槽清掃2四日は2施設で美施	3 施設
	建築物環境衛生管理技術者選任		通年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	3施設
100000000	ろ過機点検・洗浄	定期点検		濾材を交換は1回/週 殺菌洗浄は2回/年	あゆみ荘単独
浴	配管殺菌洗浄 浴槽及び洗い場清掃	定期清掃 日常清掃	2回/年 毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独 あゆみ荘単独
槽	脱衣所清掃	日常清掃	毎日	小浴室清掃は1回/週実施	あゆみ荘単独
管	循環水換水	H 111111111111111111111111111111111111	1回/週	7.111 主任师18 1 四/ 過失艦	あゆみ荘単独
理	滅菌機点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独
	ポンプ、蒸気弁等各種点検	定期点検	1回/月		あゆみ荘単独
	エレベータ・ダムウェータ点検	定期点検	2回/月	建築基準法(ダムウェータについては1回/月) 専門メンテナンス業者による法令点検・定期報告	あゆみ荘単独
7.=12.	自動ドア点検	定期点検		専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
	電話交換機点検	定期点検		専門メンテナンス業者による点検	あゆみ荘単独
物	夜間警備業務 地価空上給	夜間警備	毎日	夜間時における館内・外周の警備業務	あゆみ荘単独 あゆみ荘単独
等	<u>排煙窓点検</u> 非常通報装置点検	定期点検		館内排煙窓の点検・調整 消防法施行令により設置の機器の点検	あゆみ荘単独
	消防用設備点検	定期点検	2回/年	淡性はしのも物、淡し思の無料さり同じ年)	3施設
		日常清掃	毎日	館内各所の清掃	
	館內清掃業務	定期清掃	1回/週	松中久空 沙宁 中一心。」 用作由 昭明思目	あゆみ荘単独
,	トイレ尿石防除及び脱臭業務		6回/年	館内各トイレの尿席防除剤、消臭剤の交換	あゆみ荘単独
清扫	植樹帯・外溝清掃	日常清掃	毎日	ふれあいの丘敷地内の清掃・外溝の清掃業務	3 施設
掃	植栽剪定・草刈	定期保守		剪定・除草	3 施設
等	運転監視業務		常時	大規模な施設において常時職員が常駐し、電気機械 設備のメンテナンスを行う。	3 施設
		日常清掃	毎日	レストラン各所の清掃	4 12 7 44 32 41
	レストラン厨房・ホール清掃	定期清掃		専門業者による清掃	あゆみ荘単独
	I .	AL 7911 H JUL	1 14/ /7	スニングロ 20 名 (日) 10	1

[※] 頻度は、最低限の実施回数とする。 ※ 上記点検以外に特殊な設備がある場合は必要に応じて点検を行う。

[※] 上記項目には、「都筑ふれあいの丘」敷地内共用部分についての業務を含んでいる。

[※] 実施区分の「3施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘、都筑プール」 ※ 実施区分の「2施設」とは「都筑センター(都筑地区センター・つづき緑寿荘)、横浜あゆみ荘」

別紙4 食堂業務一覧

1 業務内容

- (1) 横浜あゆみ荘利用者の朝食・昼食・夕食の飲食及びレストランの昼食の飲食の提供業務
 - ア 通常夕食は、3種類以上用意する。 価格帯は2,000円から4,000円程度とする。

また、必要に応じて利用者のニーズに対応したメニューも用意する。

- イ 朝食は、和食・洋食の2種類を用意する。 価格帯はどちらも同額とし、900円程度とする。
- ウ 昼食は、レストランメニューの他弁当を用意する。 弁当は、3種類以上用意する。 価格帯は1,000円から2,500円程度とする。
- エ 通常夕食の他に特別料理を用意する。
- オ 通常夕食・朝食は月替わりとする。
- カ 幼児用・子供用・障害者用メニューを用意する。
- (2) 利用者の希望により特別調理食の提供
 - ア おかゆ (軟飯・全粥等)
 - イミキサー、ソフト食
 - ウ アレルギー対応食 等
- (3) その他

ア 販売品目及びその価格の設定は、横浜市に報告すること。

2 サービス対象者

- (1) 横浜あゆみ荘利用者
 - ア 朝食時間 午前7時から午前9時
 - イ 昼食時間 レストランの営業時間
 - ウ 夕食時間 午後6時から午後8時
 - ※ただし、夕食の時間を越えて提供する場合もある。
- (2) レストラン席数 84席

都筑ふれあいの丘利用者等の一般客へのレストランでの昼間の飲食物の提供を行う。

- ア 午前11時から午後3時(営業時間)
- イ 本時間外の営業も可能とする
- (3) 休業日

原則として、毎月最終火曜日・年末年始・設備点検日とする。毎月最終火曜日の朝食は業務に含む

3 事業者が負担する経費

原則として次のとおりとする。

No	経費区分	費用内訳
1	食材·調味料費	食材・調味料の一切
2	飲食関連消耗品費	箸・チケット・ごみ袋等
3	清掃関連消耗品費	トイレットペーパー・モップ等
4	設備関連消耗品費	電球·誘蛾灯
5	食器·調理具購入·補充費	食器·鍋·釜等
6	業務に関する保険費用	食中毒·対物等損害保険
7	教育研修費	従業員教育等
8	ガス・水道料	
9	衛生費	検便・厨房内検査
10	厨房・食堂清掃費	厨房・ホールの床清掃
11	被服費	ユニホーム費 (クリーニング含)
12	求人募集費	パート募集費
13	厨芥処理費 (レストラン分)	生ごみ処理
14	営業にかかる諸経費	営業に係る旅費・事務等諸経費
15	許認可手数料	営業許可等申請
16	人件費	
17	雑費	
18	消費税	
19	その他協定で定めるもの	

4 その他

- (1) 衛生管理について常に注意を払うとともに、従事者に対し、衛生管理の徹底を図るように注意を促し、業務の安全な実施に配慮する。
- (2) 健康診断・検便を定期的に実施する。
- (3) 食中毒等の食品衛生上の不具合が発生したときは、直ちに横浜市及び所管保健所に報告を行う。

別紙5 主なリスクの負担区分

11 - 7 - 7-		負担者					
リスク の種類	リスクの内容	市	指定 管理者	分担 (協議)			
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	0					
初個多數	それ以外のもの		0				
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		0				
貝亚剛圧	金利上昇による資金調達費用の増加		0				
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			\circ			
	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			0			
郑	法人税・法人住民税の税率等の変更		0				
税制変更	事業所税の税率等の変更			0			
	それ以外で管理運営に影響するもの			0			
	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないこと によるもの	0					
許認可等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新され ないことによるもの		0				
管理運営内	市の政策による期間中の変更	0					
容の変更	指定管理者の発案による期間中の変更			0			
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の 延期		0				
東西亦科	大規模な外的要因による需要変動			0			
需要変動	それ以外のもの		0				
管理運営の	市に帰責事由があるもの	0					
中断・中止	指定管理者に帰責事由があるもの		0				
1 151 1 117	それ以外のもの			0			
	指定管理者に帰責事由があるもの		0				
施設等の	指定管理者が設置した設備・備品		0				
損傷	それ以外のもの(一件あたり)	100万円 以上	100万円 未満				
	市に帰責事由があるもの	0					
利用者等へ	指定管理者に帰責事由があるもの		0				
の損害賠償	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者 等に帰責事由があるもの			0			
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	0					
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	不可抗力による施設・設備の復旧費用	0					
不可抗力※	不可抗力による管理運営の中断			0			

※不可抗力:暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、 侵略、暴動、ストライキなど

別紙6 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘運営委員会規約

(設 置)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター(以下「センター」という)は、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘(以下「あゆみ荘」という)の円滑な運営を図るため、障害者研修保養センター運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 運営委員会は、担当理事から諮問された次の事項について協議し、その結果を担当理事あて具申するものとする。
 - (1) あゆみ荘の利用に関すること
 - (2) あゆみ荘の自主企画事業に関すること
 - (3) その他横浜あゆみ荘の運営に関し必要な事項

(組 織)

- 第3条 運営委員会は委員14名以内をもって組織する。
- 2 委員は、担当理事が委嘱する。但し、(1)~(3)に掲げる者については、各々の団体の推薦によって、 担当理事が委嘱する。
 - (1) 市内身体障害者団体代表 5名
 - (2) 市内心身障害児者親の会代表 5名
 - (3) 市内精神障害者団体代表 1名
 - (4) 地元代表 2名
 - (5) 教育関係者 1名

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。なお、任期が指定管理期間を超える場合には、その期間終了日までとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

- 第5条 運営委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は互選とする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

2 0

(会 議)

- 第6条 運営委員会の会議は、必要に応じ、担当理事が招集する。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会にやむを得ない理由のため出席できない委員は、他の出席委員に決議を委任することができる。なお、この場合には運営委員会委員長に委任状を提出しなければならないこととし、委任状を提出した委員は出席とみなす。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 運営委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見もしく

は説明を聴取することができる。

(費用弁償)

- 第8条 委員が運営委員会に出席した時は、その費用を弁償する。
- 2 費用弁償の額と支給方法は社会福祉法人横浜市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償等に関する規程第4条を準用する。

(事務局)

- 第9条 事務局は、横浜あゆみ荘内に置く。
- 2 運営委員会の庶務は、横浜あゆみ荘所長が処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(規約の改廃)

第11条 規約の改廃は、運営委員会の議決を経て、担当理事が定める。

附則

- この規約は平成16年4月1日から施行する。
- この規約は平成19年5月1日から施行する。
- この規約は平成21年4月1日から施行する。
- この規約は平成21年5月22日から施行する。
- この規約は平成25年4月1日から施行する。

別紙7 横浜市障害者研修保養センター条例

昭和59年10月5日

条例第40号

改正 昭和61年2月条例第2号

昭和63年3月条例第17号

平成6年9月条例第46号

平成10年3月条例第17号

平成11年2月25日条例第10号

平成17年2月25日条例第15号

平成17年6月24日条例第78号

平成19年3月23日条例第23号

平成23年9月22日条例第41号

平成23年12月22日条例第48号

注 昭和63年3月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例

(設置)

第1条 障害者、その家族その他の者(以下「障害者等」という。)が研修、保養、レクリエーション 等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、障害 者研修保養センター横浜あゆみ荘(以下「センター」という。)を横浜市都筑区に設置する。

(昭61条例2・平6条例46・平10条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者その他市長がこれに準ずると認めた者をいう。

(平19条例23・全改、平23条例41・一部改正)

(事業)

- 第3条 センターは、次の事業を行う。
 - (1) 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供
 - (2) 障害者等の保養のための施設の提供
 - (3) 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供
 - (4) 障害者等の福祉に関する相談及び指導

(5) その他前各号に準ずる事業

(施設)

- 第4条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。
 - (1) 宿泊室
 - (2) 研修室
 - (3) 児童遊戯室
 - (4) 機能回復訓練室
 - (5) 相談室

(利用者)

第5条 センターを利用できる者は、障害者、その家族及び障害者と同行する者とする。ただし、施設 に余裕がある場合は、その他の者も利用することができる。

(平10条例17·一部改正)

(利用時間等)

第6条 センターの利用時間及び休所日は、規則で定める。

(平10条例17·一部改正)

(指定管理者の指定等)

- 第7条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるもの とする。
 - (1) センターの施設の利用の許可等に関すること。
 - (2) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- 2 指定管理者は、横浜市の障害者の社会参加の促進及び福祉の増進に関する施策の方針を理解し、障害者等のための研修、保養、レクリエーション等の事業を自ら企画し、及び実施し、並びに障害者の生活の向上に係る取組に対する支援を行うものでなければならない。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、 第15条第1項に規定する横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価 委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(平17条例78・追加、平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第8条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例78・追加)

(管理の業務の評価)

第9条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第7条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第10条 第4条第1号から第4号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(平10条例17・一部改正、平17条例78・旧第7条繰下・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下)

(利用料金)

- 第11条 前条の規定により第4条第1号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、 その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第8条繰下・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下) (利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第11条繰下) (利用料金の不返還)

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平10条例17・全改、平17条例78・旧第10条繰下・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下) (利用の制限等)

第14条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その利用 の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは退所を命ずることができる。

- (1) センターの設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) その他その利用が管理上不適当と認められるとき。

(平10条例17・一部改正、平17条例78・旧第11条繰下・一部改正、平23条例48・旧第13条繰下)

(横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会)

- 第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会を置く。
- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 (平23条例48・追加)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例78・旧第13条繰下、平23条例48・旧第14条繰下)

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年10月規則第110号により同年11月7日から施行)

附 則(昭和61年2月条例第2号)

この条例は、昭和61年2月10日から施行する。

附 則(昭和63年3月条例第17号)

この条例は、昭和63年7月1日から施行し、この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター 条例別表の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(平成6年9月条例第46号)

この条例は、平成6年11月6日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき施設の使用の申 請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則(平成11年2月条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月条例第15号) 抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月条例第78号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市障害者研修保養センター条例第12条の規 定によりその管理に関する事務を委託している障害者研修保養センター横浜あゆみ荘については、地 方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従 前の例による。

附 則(平成19年3月条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定(同表(備考)2にただし書を加える改正規定を除く。)は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市障害者研修保養センター条例別表の規定は、前項ただし書の規定に よる施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、 なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理 に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの 条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けて いる場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。 別表(第11条第2項)

(昭63条例17・平10条例17・平17条例78・平19条例23・平23条例48・一部改正)

	·	,				1 - 0 Hr / 1 /	
利用者			障害者及	び介護人	その他の者		
区分			6歳以上13歳未	13歳以上の者	6歳以上13歳未	13歳以上の者	
			満の者		満の者		
宿泊室	宿泊	1泊につ	円	円	円	円	

		き	1,700	2,200	3,000	4,500
	休憩	1回につ	500	600	900	1,200
		き				

(備考)

- 1 「宿泊」とは、午後4時から翌日の午前10時までの間に利用する場合をいう。ただし、2泊以上する場合は、入所する日の午後4時から退所する日の午前10時までの間に利用する場合をいう。
- 2 「休憩」とは、午前11時から当日の午後3時までの間に利用する場合をいう。ただし、「宿泊」と連続して利用する場合は、「宿泊」の前の「休憩」は午前11時から当日の午後4時までの間に利用する場合を、「宿泊」の後の「休憩」は午前10時から当日の午後3時までの間に利用する場合をいう。
- 3 介護人は、障害者1人につき、2人までとする。
- 4 「その他の者」が単独で宿泊室を宿泊利用する場合にあっては、1泊につき1,000円を加算する。

別紙8 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

昭和59年10月25日 規則第111号

改正 平成2年3月規則第16号

平成4年3月規則第15号

平成6年3月規則第41号

平成6年7月規則第64号

平成10年3月31日規則第42号

平成14年3月29日規則第32号

平成16年3月25日規則第31号

平成17年6月24日規則第99号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月23日規則第24号

平成24年3月23日規則第16号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市障害者研修保養センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市障害者研修保養センター条例(昭和59年10月横浜市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘(以下「センター」という。)の利用時間は、次のとおりとする。

施設[区分	利用時間
宿泊室	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで(2泊以上する場合は、入所する
		日の午後4時から退所する日の午前10時まで)
	休憩	午前11時から午後3時まで
		(宿泊と連続して利用する場合は、宿泊の前の休憩は午前11時か
		ら午後4時まで、宿泊の後の休憩は午前10時から午後3時まで)
研修室、児童	遊戯室及び	午前9時15分から午後9時まで
機能回復訓練	室	
相談室		午前9時45分から午後4時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの利用時間を変更することができる。

(平4規則15·平10規則42·平19規則24·一部改正)

(休所日)

- 第3条 センターの休所日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの休所日に開所し、又は 休所日以外の日に開所しないことができる。

(平14規則32·一部改正)

(指定申請書の提出等)

- 第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、条例第7条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければ ならない。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (4) センターの管理に関する業務の収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則99・全改、平19規則24・一部改正)

(利用料金の後納)

第5条 条例第11条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平10規則42・全改、平17規則99・平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条に規定する規則で定める場合は条例第10条の規定によりセンターの利用の許可を 受けた障害者及びその家族が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合とし、 免除する利用料金の額は当該利用料金の全額とする。

(平10規則42・平17規則99・平24規則16・一部改正)

(利用料金の返還)

- 第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は既納の利用料金の全額とする。
 - (1) 条例第10条の規定によりセンターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに

帰することのできない事由によってセンターの利用の開始又は継続ができなくなった場合

(2) 利用者がセンターの利用の日の2日前までにセンターを利用しない旨を申し出た場合 (平10規則42・平17規則99・平24規則16・一部改正)

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平6規則64・一部改正、平17規則99・旧第9条繰上、平18規則84・一部改正)

附則

この規則は、昭和59年11月7日から施行する。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第15号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、 この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る料金の減 免及び返還について適用し、同日前の申請に係る料金の減免及び返還については、なお従前の例によ る。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様 式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(平成14年3月規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月規則第31号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月規則第99号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。 附 則(平成19年3月規則第24号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式(第4条第1項)

(平17規則99・全改、平19規則24・一部改正)

別記様式(第4条第1項)

指定申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

> 所在地 申請者 団体名 代表者氏名

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

- (注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。
- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事 業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)